申請書様式等(申込説明書別添資料)

■入札・売買手順の説明

1 入札参加申込【申込者→市】: 8/14(木)~9/5(金)まで

必要書類(申込説明書4(1)参照)

- · 市有財産売払一般競争入札参加申込書(第1号様式)
- ·利用計画書(第2号様式)
- · 誓約書 (第3号様式)
- ・個人の場合:申込者の住民票の写し(<u>個人番号の記載のないもの</u>) (世帯全員のものも可)
- ・法人の場合:登記事項証明書(現在事項全部証明書)
- ・身分証明書(本籍のある市区町村の発行する身分証明書)
- ・市税の納付又は納入状況照会に関する同意書(第4号様式)
- ・入札保証金(<u>保証小切手(=預金小切手、自己宛小切手)</u>)

※「振出人」「支払人」ともに同一金融機関であること

「市有財産売払一般競争入札参加受付書」及び「入札保証金預り書・入札 保証金額確認書」の受領

2 入札当日: 9/25(木)

(1) 受付:午前9時30分~午前9時55分 (入札室)

必要な持ち物(申込説明書6(1)工参照)

- 市有財産売払一般競争入札参加受付書
- ・入札保証金預り書・入札保証金額確認書(別紙2)
- ・印鑑証明登録印(代理人の場合は、委任状の代理人使用印と同一の印鑑)
- · 市有財産売払一般競争入札申込説明書一式(本書)
- ・筆記用具(黒の万年筆又はボールペン)
- · 委任状 (第6号様式)

*法人の代表権のない方や、個人で代理人が入札に参加される場合に必要 *申込者(本人)の印鑑証明書添付

「入札書(第7号様式)」及び入札書を入れる封筒の受領

(2)執行:午前 10 時 00 分~ (入札室)

- ・「入札書(第7号様式)」に必要事項を記入・押印し、「入札保証金額確認書」 と共に所定の封筒に入れ提出。(「入札保証金預り書」は手元に保管)
- ・ 浜松市の予定価格 (最低売却価格)以上の入札のうち、最高価格の入札者 を落札者として決定。

l

- ・落札者は、「3 売買契約手続き」へ
- ・ 落札者以外は、入札保証金(小切手)の返還を受け手続き終了。
 - *「入札保証金預り書(別紙2)」と引き換えに、入札保証金を返還。「入札保証金預り書(別紙2)」を紛失した場合は、収入印紙200円を貼付した「入札保証金受取書(別紙3)」の提出が必要。

3 売買契約手続き

(1)財産譲受申込書提出:~10/2(木)まで

- ·申込説明書7(2)参照
- 落札日の提出も可

(2) 市有財産売払決定通知書の受領

· 申込説明書 7(2) 参照

(3) 売買契約締結:上記(2) 決定通知受領から7日以内かつ10/24(金)まで

- ·申込説明書7参照
- ・契約書は、市の所定の様式による。(別紙4参照)
- ・売買金額に応じた収入印紙が必要。
- ・契約保証金として、売買代金(消費税額を含む。)の 100 分の 10 以上の納付が必要(契約と同時に一括決済も可能)。
- ・期限までに契約を締結しない場合、落札は効力を失い、入札保証金は地方 自治法第234条第4項の規定により浜松市に帰属。

(4)代金決済:上記(3)契約締結から30日以内

- •申込説明書8参照
- ・一括決済の場合は、上記(3)契約締結日と同日。

(5)所有権移転登記申請:上記(4)代金決済後

- ·申込説明書9参照
- ・登録免許税(収入印紙)を市に提出、市が所有権移転登記を申請

(6) 登記完了書類の受領:上記(5) 登記申請後約 2~3 週間

市有地壳払一般競争入札参加申込書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

年 月 日付けで公告された、市有地売払一般競争入札の 参加資格・条件内容等を承諾の上、次のとおり参加を申込みます。

物件番号	受付番号
	*

※印のところは、記入しないでください。

住 所 (所在地)	-
電話	() —
	(フリガナ)
氏 名 (会社名) (代表者名)	
	(署名又は記名押印をしてください)

- 注)・記名押印する際の印は、印鑑証明書の印を使用してください。
 - ・代理により入札参加を行う場合は、別途委任状が必要となります。

.....(切取り線)

市有地壳払一般競争入札参加受付書

年 月 日

下記物件について、市有地売払一般競争入札参加申込みを受付しました。

物件番号	受付番号

浜松市財務部アセットマネジメント推進課

確	認	印	

利用計画書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住 所所(所在地)

氏 名 (会社名及び代表者名)

次のとおり利用計画書を提出します。

	y (= C 4 = 7 37	ITH H C JCH C St / 0		
利用計画				
建	建築面積	m²	建物着工予定日	
物概	延床面積	m²	建物完了予定日	
要	構造		建築費	円
資金	自己資金内容			
計画	借入れ計画			
備				
考				

- 注) 申込時の利用計画で結構です。
- 注) 建物建築予定がないときは「建物概要」欄は空欄で結構です。

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

私もしくは当法人及び当法人役員等は、浜松市暴力団排除条例第 2 条に規定する以下の すべてに該当しないことを誓約します。

- ① 暴力団であること
- ② 暴力団員等であること
- ③ 暴力団員等と密接な関係を有する者であること
- ④ 上記②③のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体であること

上記の者でないことを確認するため、浜松市が必要な場合には、本様式に記載されたすべての者の個人情報を、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することについて同意します。

1 申込者(個人の場合) 氏名

(署名又は記名押印してください)

(ふりがな) 氏名	生年月日 (和曆)	住所
	年 月 日	

2 申込者(法人の場合) 法人名

代表者氏名

(署名又は記名押印してください)

申込時点の役員

1 ~ 3 3 1 1 1 2			
役職名	(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
	氏名	(和曆)	生別
代表者			

※役員とは、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配 人及び清算人をいいます。

※役員を全て記載してください。上記に書ききれないときは、別紙に記載しても構いません。 注)氏名(法人名)の印は、印鑑証明書の印を使用してください。

市税の納付又は納入状況照会に関する同意書

私は、浜松市の市有財産売払一般競争入札への参加にあたり、下記事項に同意します。

記

- 1 普通財産売払一般競争入札方式実施要領第8条に基づき、浜松市財務部アセットマネジメント推進課が浜松市税(以下「市税」という。)の納付又は納入状況について、浜松市財務部収納対策課へ照会すること。
- 2 入札参加申込受付期間最終日時点において、納期限が到来している市税に未納があることが判明した場合は、当該入札の参加を認めないこと。

同	意者記入欄(必ず)	己入してください。)		
2	02 年 月 日			
	住所又は所在り	1		
	商号又は名利	5		
	代表者職氏名	ı		印
	(※署名又は記名押印を	してください。)		
	法人の場合(法人番	号指定通知書等に記載の	のある法人番号を記	上入)
1	法人番号(13 桁)			
	個人の場合			
2	氏名カナ			
1)	住所			
	生年月日	年 月	日	

(第5号様式)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

提出済み書類の記載内容に係る誓約書

年 月 日に市有地の購入等のため提出した下記の証明書等について、記載内容が全て事実と相違ないことを誓約します。

上記について事実と相違があった場合は、納入済みの入札保証金及び契約保 証金は浜松市に帰属することについて同意します。

記

□ 住民票の写し
 □ 法人登記事項証明書
 □ 身分証明書(本籍地のある役所・役場の発行する身分証明書)
 ※ 該当する書類の□に「レ」点を記入
 以上
 (入札申込者) 住 所・所在地
 氏 名・名 称

(法人名・代表者名)

(署名又は記名押印をしてください)

委 任 状

年 月 日

(あて先) 浜松市長

(入札申込者)住 所(所在地)氏 名 印(法人名・代表者名)※ 印鑑証明書の印を押印のこと。

私は、下記の者を代理人と定め、市有財産売払一般競争入札及びこれに付帯 する権限を委任します。

 (代理人) 住 所
 代理人使用印

 (所在地)
 氏 名

 (法人名・代表者名)
 (法人名・代表者名)

委 任 事 項

1 下記入札及び開札に関する一切の件

物件番号	物件名	地積(㎡)

(注意事項)

- ・申込者(本人)の「印鑑証明書」(発行より3か月以内のもの)を添付してください。
- ・複数の入札に参加される場合、委任状は、入札物件ごとに必要となります。
- ・代理人使用印の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。(代理人は入札において、この印鑑以外は使用できません。なお、印鑑証明書の印でなくても構いません。)
- ・連名の申込で一人のみ入札に参加する場合も必要となります。
- ・法人の代表者が、法人の印鑑証明書の印を使用して入札に参加する場合は、この委任状 は必要ありません。(代表者であっても法人の印鑑証明書の印を使用しないときは、委任 状が必要です。)
- ・「代理人使用印」欄については実印である必要はありません。ただし、入札書に押印する 代理人印と同じ印としてください。

入	札	書
/ >	1 4	

物	件	番	号

下記のとおり、契約締結に関する法令及び浜松市契約規則等の定めるところに従い、入札いたします。

	十億		百万		千		円
金額							

※ 金額の訂正は失格理由となります。

年 月 日

(入札者) 住 所・所在地

氏 名·名 称

(法人名・代表者名)

(代理人) 住 所・所在地

氏 名·名 称

(法人名・代表者名)

印

印

- 注)・金額は1枠ごとに算用数字で記入し、金額の頭に¥をつけること。
 - ・氏名(法人名)の印は、印鑑証明書の印を使用してください。
 - ・代理人が入札する場合、(入札者)欄の住所・氏名(印は不要)を記入の上、 (代理人)欄の住所・氏名も記入し、<u>委任状の「代理人使用印」を押印</u>の こと。

入札保証金について

入札保証金は、金融機関の「<mark>保証小切手(=預金小切手、自己宛小切手</mark>)」により納入して下さい。

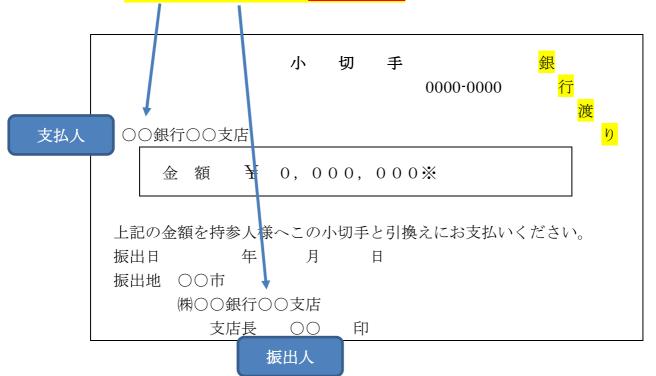
(注意:個人の振出小切手は受付できません。)

この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出すもので、「銀行振出小切手」、「現金小切手」、「預手」とも呼ばれています。

通常、金融機関に現金を持参するなどして作成することができます。(<u>詳しく</u>は金融機関にお問い合わせ下さい。)

【重要】

- ・小切手は振出しの日から起算して、7日以内のものであること。
- ・持参人については、無記名であること。
- ・小切手<mark>裏面</mark>には何も書かないでください。
- ・「支払人」、「振出人」とも**同一金融機関**であること。



入札保証金預り書										
一般競争	+入札に	こよる言	 有財產	産売払い	ハの入れ	札保証	金			
金額	十億			百万			千			円
	•	•					Ē	受付番号	를 :	
入札者 <u>氏名</u>	<u> </u>					様		物	件 看	番 号
(代理人)						様				
上記の金			ました。 月					Ę,	· 付	印
	i財務部 資産管		ットマ ^ス 当課長	ネジメン	ント推済	生課				

----- (切取り線) ------

入札保証金額確認書

百万

	金額										
	- II -la	_			126	Ē.	受付番号	<u>:</u>			
,	入札者 <u>氏</u>	<u>名</u>			様		物	件	番	号	
	(代理人)			様						

年 月 日

浜松市財務部アセットマネジメント推進課

※ 一般競争入札による市有財産売払いの入札保証金としてお預かりした金額は上記のとおり。

入札保証金受取書

(あて先) 浜松市財務部アセットマネジメント推進課 庁舎・資産管理担当課長

入札者氏名

(代理人)

(本人が入札する場合には不要です。)

	十億		百万		千		円
金額							

上記金額を受け取りました。

年 月 日

- ※ 「入札保証金預り書」(別紙2)を紛失した場合に使用するものです。
- ※ 収入印紙 200 円を貼付し、印鑑証明書の印で割印をしてください。
- ※ 入札者氏名の印は、印鑑証明書の印を使用してください。
- ※ 代理人が記載する場合、入札者氏名を記入の上(印は不要)、代理人氏名も 記入し、委任状の代理人使用印を押印してください。

市有財産売買契約書(案)

収入 印紙

売払人 浜松市 と買受人 **** は、次のとおり市有財産の売買契約を締結する。

(信義・誠実の義務)

第1条 売払人及び買受人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

- 第2条 売買物件は別紙「物件明細書」のとおりとする。
- 2 買受人は、本売買物件につき、別紙「特記事項」の事情が存在することを了承した上で買い受けるものとする。

(売買代金の額)

第3条 売買代金は、金**万**円とする。

(契約保証金)

- 第4条 買受人は、この契約を締結しようとするときは、契約保証金(地方自治法施行令第167条の16第1項)として、金**万**円を売払人に納付しなければならない。
- 2 第1項の契約保証金は、第19条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 3 第1項の契約保証金には利息を付さない。
- 4 売払人は、買受人が次条に規定する債務を履行したときは、第1項の契約保証金を 売買代金に充当するものとする。
- 5 売払人は、買受人が次条に規定する債務を履行しないときは、第1項の契約保証金 を売払人に帰属させることができる。

(代金の支払い)

第5条 買受人は、売買代金のうち前条第1項に規定する契約保証金を除いた金**万 **円を、売払人の発行する納入通知書により、**年**月**日までに売払人に 支払わなければならない。

(遅延損害金の徴収)

第6条 買受人は、売買代金を売払人の指定する納付期日までに支払わなかったときは、 その期日の翌日から完納の日までの日数に応じ、売買代金の額に年8.7パーセント の割合を乗じて計算した金額に相当する額を、遅延損害金として売払人に支払うもの とする。

(所有権の移転)

第7条 売買物件の所有権は、買受人が売買代金を完納したときに、売払人から買受人 に移転するものとする。

(売買物件の引渡し)

第8条 売買物件の引渡しは、前条の規定により本売買物件の所有権が移転したときに、

引渡し時の現状有姿にて行われたものとする。

(所有権移転登記の請求及び嘱託)

- 第9条 買受人は、第7条の規定により本売買物件の所有権が移転した後、速やかに売払人に対して所有権の移転登記手続を請求するものとし、売払人は、その請求により当該登記を嘱託して行うものとする。
- 2 買受人は、前項に規定する所有権の移転登記請求に際し、登録免許税相当額の収入 印紙又は現金領収証書を売払人に提出しなければならない。
- 3 売払人は、所有権の移転登記完了後、速やかに買受人に対して登記識別情報通知を 交付するものとし、買受人は当該通知と引き換えに受領書を売払人に提出するものと する。

(用途の制限)

第10条 買受人は、本売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業そ の他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2 号に規定する暴力団の事務所並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関す る法律第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供してはならない。ま た、買受人は、本売買物件がこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三 者に移転し又は本売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

- 第11条 売払人は、前条に規定する用途の制限に反する利用等に関して、売払人が必要があると認めるときは、実地調査を行い、又は買受人に対して利用状況の報告を求め、若しくは関係資料の提出を求めることができるものとする。
- 2 買受人は、正当な理由なく前項に規定する実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、 又は報告若しくは関係資料の提出を怠ってはならない。

(危険負担)

第12条 この契約の締結の時から本売買物件の引渡しの時までに、本売買物件が、双方の責めに帰すことのできない事由により滅失又はき損したときであっても、買受人は、その滅失又はき損を理由として、売払人に対し、履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができない。この場合において、買受人は、代金の支払いを拒むことができない。

(契約不適合責任)

第13条 この契約の締結後、買受人は、売払人に対し、引渡しを受けた本売買物件について、契約の内容に適合しないこと(地中埋設物、地質、土壌汚染等を含むがこれらに限らない。)を理由とする履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができない。

(催告による解除)

- 第14条 売払人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除すること ができる。
 - (1) 買受人がこの契約に定める債務を履行しない場合において、売払人が相当の期間を定めてその履行の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行がないとき。
 - (2) 買受人がこの契約に違反した場合において、売払人が相当の期間を定めてその 違反を是正するよう催告したにもかかわらず、その期間内に違反が是正されないと き。

(催告によらない解除)

- 第15条 売払人は、次の各号のいずれかに該当するときは、買受人に何らの催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 買受人の債務の全部の履行が不能であるとき。
 - (2) 買受人が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 買受人が債務の一部の履行が不能である場合又は買受人が債務の一部の履行を 拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目 的を達することができないとき。
 - (4) 買受人又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり、 不正な行為をしたとき。
 - (5) 買受人(買受人が複数人であるときは、そのいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(買受人が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合にはその役員その他売買契約を締結する権限を有する者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(違約金等)

- 第16条 買受人は、前2条の規定によりこの契約を解除されたときは、第4条第1項 に規定する契約保証金を違約金として売払人に帰属させるものとする。
- 2 前項の違約金は第19条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 3 売払人は、前2条の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより買受人 に損害が生じたときであっても、何ら賠償又は補償することを要しない。

(返還金等)

- 第17条 売払人は、第14条又は第15条に規定する解除権を行使したときは、買受人が支払った売買代金から第19条に規定する損害賠償金を控除した残額を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。
- 2 前項本文に規定する場合であっても、売払人は、買受人が負担した契約に要した一切の費用を負担しない。
- 3 第1項本文に規定する場合であっても、売払人は、買受人が支払った違約金又は売 買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用を償還しない。

(買受人の原状回復義務)

- 第18条 買受人は、売払人が第14条又は第15条の規定により解除権を行使したときは、売払人の指定する期日までに、本売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売払人が原状に復することを要しないと認めるときは、この限りでない。
- 2 買受人は、前項の規定により本売買物件を売払人に返還するときは、売払人の指定 する期日までに、本売買物件の登記名義を売払人とする登記手続に応じなければなら ない。

(損害賠償)

第19条 買受人は、この契約に定める義務を履行しないために売払人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として売払人に支払わなければならない。

(公租公課の費用)

第20条 売買物件に対する公租公課は、引渡し日の前日までの原因によるものは売払 人が負担するものとし、引渡し日以後の原因によるものは買受人が負担するものとす る。

(契約の費用)

第21条 この契約の締結に必要な印紙税及び登記に必要な登録免許税その他のこの 契約の履行に要する費用は、すべて買受人の負担とする。

(暴力団の排除のための協力)

第22条 買受人は、この契約の履行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けた ときは、売払人に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のた めに必要な協力を行わなければならない。

(裁判管轄)

第23条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、本売買物件を 管轄する地方裁判所をもって第一審の合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第24条 この契約に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、売払人と買受 人とが協議して決定するものとする。 この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その一通を保有する。

年月**日

(売払人) 浜松市中央区元城町103番地の2 浜松市

代表者 浜松市長 中野 祐介 ⑩

(買受人) (住所又は所在地)

(氏名又は名称) 即

別紙「物件明細書」 【記載例】

1 所在

土地の所在・地番	地目	登記簿地積	実測地積	備考
浜松市**番**	宅地	* * m²	* * m²	全筆

別紙「特記事項」 【記載例】

- 1 本売買物件の近隣土地所有者及びその所有権等を取得した第三者が、将来建築基準 法等並びに管轄官庁の行政指導に適合する範囲内において建築物を建築することに より、日照・通風・眺望等環境が変化する場合があること。
- 2 本売買物件の周辺環境ならびに近隣関係は変化する場合があること。
- 3 本売買物件に付属する門・塀・地中埋設物等その他の付属物がある場合は、本売買物件引渡し時より買受人に帰属すること。
- 4 本売買物件は土壌調査を行っていないため、土壌汚染の存否については不明であること。
- 5 本売買物件は地中埋設物調査、地質調査、土壌汚染調査を行っていないため、それ に伴い発生する費用は、すべて買受人の負担となること。
- 6 2024 年*月*日の現地目視調査による越境については以下の通りであること。
 - (1) 本売買物件の樹木の枝葉が、本売買物件北側隣接地(地番:*番*)へ越境していること。
 - (2) 本売買物件北側、西側および中央上空を、電線が通過していること。また、本売買物件と各隣接地との境界確認が未了の箇所があるため、未了の箇所については、今後境界確認がなされた場合、上記の状況と相違が生じる場合があり、また新たに越境等が判明する場合があること。
- 7 20**年*月*日の現地目視調査によると、本売買物件土地内には、ゴミ、石、ガラ等の残置物があり、当該残置物撤去の際には、別途費用が生じること(買受人負担)。
- 8 20**年*月*日の現地目視調査によると、本売買物件土地内には側溝および排水管が埋設されているため撤去の際には、別途費用が生じること(買受人負担)。
- 9 本売買物件土地内に電柱が2本存在すること。